

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事」を「他の都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市の市長又は特別区の区長(以下この条において「他の都道府県知事等」という。)(に、「(神奈川県知事が行うものにあつては昭和六十二年四月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。)」を「であつて知事が適当と認めるもの」に、「都県知事」を「他の都道府県知事等」に改める。

様式第一号中「(東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事)を」「(他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に」

都 県 名		
	「	」
都道府県、市又は特別区の名称	「	」

「東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行う試験に合格した者」を「他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う試験に合格し、免許を受けている者」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。